

法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00336.html)から取得し、総務省電気通信
紛争処理委員会事務局において、仲裁法に係る部分を抜粋し、一部マーカーを付す加工をしたもの

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

目次

○	民事執行法(昭和五十四年法律第四号)(第一条関係)……………	1
○	担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)(第三十三条関係)……………	82
○	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)(第三十五条関係)……………	83
○	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)(第三十六条関係)……………	84
○	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(第三十七条関係)……………	85
○	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)(第三十八条関係)……………	86
○	電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三百三十八号)(第三十九条関係)……………	88
○	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(第四十条関係)……………	89
○	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(第四十一条関係)……………	91
○	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)(第四十二条関係)……………	93
○	電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)(第四十三条関係)……………	96
○	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第一百一号)(第四十四条関係)……………	97
■	民法(明治二十九年法律第八十九号)(第四十五条関係)……………	98
■	鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)(第四十七条関係)……………	103
■	公証人法(明治四十一年法律第五十三号)(第五十二条関係)……………	107
○	民法施行法(明治三十一年法律第十一号)(第五十四条関係)……………	139
○	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(第五十五条関係)……………	140
○	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)(第五十六条関係)……………	141
○	国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)(第五十七条関係)……………	142
○	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)(第五十八条関係)……………	143

○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第五十九条関係）	144
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（第六十条関係）	145
○	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第六十一条関係）	146
○	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（第六十二条関係）	150
■	民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（第六十三条関係）	152
■	企業担保法（昭和三十三年法律第六十号）（第六十七条関係）	166
■	執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）（第八十五条関係）	179
■	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第一百五十五号）（第八十七条関係）	184
■	民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第八十八条関係）	186
○	少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第九十二条関係）	267
○	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（第九十三条関係）	281
■	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（第九十四条関係）	295
○	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（第九十九条関係）	307
■	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（第一百十条関係）	309
■	借地借家法（平成三年法律第九十号）（第二百二十五条関係）	323
○	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（第二百二十九条関係）	335
■	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第三百三十条関係）	336
■	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五百十八号）（第四百四十四条関係）	374
■	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第四百四十五条関係）	376

○	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（第七百六十七号関係）	410
○	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）（第六百六十八号関係）	412
■	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（第六百六十九号関係）	414
■	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（第八百八十五号関係）	431
■	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（第九百九十九号関係）	445
■	会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）（第二百二条関係）	456
■	人事訴訟法（平成十五年法律第九十九号）（第二百九条関係）	487
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第二百二十六条関係）	510
■	仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（第二百二十七条関係）	512
■	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（第二百四十一条関係）	544
■	破産法（平成十六年法律第七十五号）（第二百四十九条関係）	558
○	手形法（昭和七年法律第二十号）（第二百七十三号関係）	592
■	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）（第二百七十四号関係）	593
■	会社法（平成十七年法律第八十六号）（第二百八十七号関係）	607
○	無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第二百九十三号関係）	620
○	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三十三号）（第二百九十五号関係）	621
○	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五十五号）（第二百九十五号関係）	622
○	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（第二百九十五号関係）	623
○	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第二百九十五号関係）	624
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（第二百九十五号関係）	625

○	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（第二百九十五条関係）	626
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（第二百九十五条関係）	627
○	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第二百九十五条関係）	628
○	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二百九十六条関係）	629
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第二百九十七条関係）	633
○	保険業法（平成七年法律第五号）（第二百九十九条関係）	634
○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（第三百一条関係）	638
■	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（第三百二条関係）	640
■	信託法（平成十八年法律第八号）（第三百三条関係）	643
■	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（第三百四条関係）	647
○	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第三百十八条関係）	671
○	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第三百十八条関係）	672
○	技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）（第三百十八条関係）	673
○	商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）（第三百十九条関係）	675
○	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第三百二十条関係）	677
○	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（第三百二十二条関係）	679
○	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（第三百二十四条関係）	681
■	家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（第三百二十六条関係）	683
■	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（第三百四十一条関係）	729
■	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第三百五十六条関係）	760
■	民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）（第三百七十三条関係）	780

■ 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（第二百二十七条関係）

（現行規定は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十四条）</p> <p>第二章 仲裁合意（第十五条―第十七条）</p> <p>第三章 仲裁人（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 仲裁廷の特別の権限（第二十五条・第二十六条）</p> <p>第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理（第二十七条―第三十七条）</p> <p>第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了（第三十八条―第四十五条）</p> <p>第七章 仲裁判断の取消し（第四十六条）</p> <p>第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等（第四十七条―第五十一条）</p> <p>第九章 雑則（第五十二条―第五十四条）</p> <p>第十章 罰則（第五十五条―第六十条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十二条）</p> <p>第二章 仲裁合意（第十三条―第十五条）</p> <p>第三章 仲裁人（第十六条―第二十二条）</p> <p>第四章 仲裁廷の特別の権限（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理（第二十五条―第三十五条）</p> <p>第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了（第三十六条―第四十三条）</p> <p>第七章 仲裁判断の取消し（第四十四条）</p> <p>第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第九章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>第十章 罰則（第五十三条―第五十八条）</p>

(適用範囲)

第三条 (略)

2 第十六条第一項及び第十七条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 (略)

(仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていない場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍（最後の住所により定まるものを除く。）の所在地が日本国内にあるときも、より定まるものを除く。）の所在地が日本国内にあるときも、することができ。この場合においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十八条第三項の申立て 同条

二 第十九条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第二十一条第四項の申立て 第二十条及び第二十一条

四 第二十二条の申立て 同条

2 (略)

(裁判所が行う手続に係る非電磁的事件記録の閲覧等)

(適用範囲)

第三条 (同上)

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 (同上)

(仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていない場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍（最後の住所により定まるものを除く。）の所在地が日本国内にあるときも、より定まるものを除く。）の所在地が日本国内にあるときも、することができ。この場合においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十六条第三項の申立て 同条

二 第十七条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第十九条第四項の申立て 第十八条及び第十九条

四 第二十条の申立て 同条

2 (同上)

(裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等)

第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧又は謄写を請求することができる。

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。

3| 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

4| 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。

（削る）

第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

（期日の呼出し）

第九条の二 この法律の規定により裁判所が行う手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不

(削る)

利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない⁹⁾

(公示送達の方法)

第九条の三 この法律の規定により裁判所が行う手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第九条の四 この法律の規定により裁判所が行う手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。

)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁

(削る)

-
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
 - 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
 - 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
 - 5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
 - 6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の
-

(削る)

(裁判所が行う手続に係る電磁的事件記録の閲覧等)

第十条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイル（第三十七条第六項において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。⁹

(裁判書)

第九条の五 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(新設)

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録
されている事項について、最高裁判所規則で定めるところによ
り、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用
に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを
電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次
条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機
に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則
で定める方法による複写を請求することができる。

3| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定め
るところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部
若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判
所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に
記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し
、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電
子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識すること
ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情
報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判
所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録
の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であるこ
とを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織
を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ
ルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により

提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(裁判所が行う手続に係る事件に関する事項の証明)

第十一条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(新設)

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法〔平成八年法律第百九号〕第一編から第四編までの規定〔同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第

(最高裁判所規則)

第十三条 (略)

(書面によってする通知)

第十四条 (略)

2～6 (略)

第二章 仲裁合意

(仲裁合意の効力等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

百三十三条の二第五項及び第六項、百三十三条の三第二項、
第五百十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、
第二百五条第二項、第二十五条第二項、第二百二十七条第
二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。
この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替
えるものとする。

(最高裁判所規則)

第十一条 (同上)

(書面によってする通知)

第十二条 (同上)

2～6 (同上)

第二章 仲裁合意

(仲裁合意の効力等)

第十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁
気的方式その他の知覚によっては認識することができない方

5～7 (略)

(仲裁合意と本案訴訟)

第十六条 (略)

2 (略)

(仲裁合意と裁判所の保全処分)

第十七条 (略)

第三章 仲裁人

(仲裁人の数)

第十八条 (略)

2・3 (略)

(仲裁人の選任)

第十九条 (略)

2～6 (略)

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六項において同じ。」) によつてされたときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

5～7 (同上)

(仲裁合意と本案訴訟)

第十四条 (同上)

2 (同上)

(仲裁合意と裁判所の保全処分)

第十五条 (同上)

第三章 仲裁人

(仲裁人の数)

第十六条 (同上)

2・3 (同上)

(仲裁人の選任)

第十七条 (同上)

2～6 (同上)

(忌避の原因等)

第二十条 (略)

254 (略)

(忌避の手續)

第二十一条 (略)

255 (略)

(解任の申立て)

第二十二条 (略)

(仲裁人の任務の終了)

第二十三条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

一 三 (略)

四 第二十一条第一項から第四項までに規定する忌避の手續に

おいてされた忌避を理由があるとする決定

五 (略)

2 第二十一条第一項から第四項までに規定する忌避の手續又は前条の規定による解任の手續の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第二十条第一項各号又は前条各号に掲げ

(忌避の原因等)

第十八条 (同上)

254 (同上)

(忌避の手續)

第十九条 (同上)

255 (同上)

(解任の申立て)

第二十条 (同上)

(仲裁人の任務の終了)

第二十一条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

一 三 (同上)

四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續にお

いてされた忌避を理由があるとする決定

五 (同上)

2 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續又は前条の規定による解任の手續の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる

る事由があるものと推定してはならない。

(後任の仲裁人の選任方法)

第二十四条 (略)

第四章 仲裁廷の特別の権限

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十五条 (略)

25 (略)

(暫定保全措置)

第二十六条 (略)

29 (略)

10 第四十一条の規定は第八項の規定による命令について、同条第一項及び第三項の規定は暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令(第八項の規定による命令を除く。)又は決定について、それぞれ準用する。

第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理

(当事者の平等待遇)

事由があるものと推定してはならない。

(後任の仲裁人の選任方法)

第二十三条 (同上)

第四章 仲裁廷の特別の権限

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十三条 (同上)

25 (同上)

(暫定保全措置)

第二十四条 (同上)

29 (同上)

10 第三十九条の規定は第八項の規定による命令について、同条第一項及び第三項の規定は暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令(第八項の規定による命令を除く。)又は決定について、それぞれ準用する。

第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理

(当事者の平等待遇)

第二十七条 (略)	第二十五条 (同上)
2 (略)	2 (同上)
(仲裁手続の準則)	(仲裁手続の準則)
第二十八条 (略)	第二十六条 (同上)
2・3 (略)	2・3 (同上)
(異議権の放棄)	(異議権の放棄)
第二十九条 (略)	第二十七条 (同上)
(仲裁地)	(仲裁地)
第三十条 (略)	第二十八条 (同上)
2・3 (略)	2・3 (同上)
(仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新)	(仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新)
第三十一条 (略)	第二十九条 (同上)
2 (略)	2 (同上)
(言語)	(言語)
第三十二条 (略)	第三十条 (同上)
2・3 (略)	2・3 (同上)
4 仲裁廷は、全ての証拠書類について、第一項の合意又は第二	4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第

項の決定により定められた言語（翻訳文）について使用すべき言語の定めがある場合にあっては、当該言語）による翻訳文を添付することを命ずることができる。

（当事者の陳述の時期的制限）

第三十三条 仲裁申立人（仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。）は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると料する全ての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 (略)

3 全ての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 (略)

（審理の方法）

第三十四条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の

二項の決定により定められた言語（翻訳文）について使用すべき言語の定めがある場合にあっては、当該言語）による翻訳文を添付することを命ずることができる。

（当事者の陳述の時期的制限）

第三十一条 仲裁申立人（仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。）は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 (同上)

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 (同上)

（審理の方法）

第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の

当事者が第三十六条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2～4 (略)

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、全ての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第三十五条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十三条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十三条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3・4 (略)

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2～4 (同上)

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第三十三条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3・4 (同上)

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十四条 (同上)

2～5 (同上)

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十七条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ(当事者が電磁的記録を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしないう旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 (略)

二 尋問を受けるべき者、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三・四 (略)

4 (略)

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、電磁的記録に記録された情報

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしないう旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 (同上)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 (同上)

二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三・四 (同上)

4 (同上)

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁

の内容を確認し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人（民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人をいう。）に対して質問をすることができる。

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べについて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了

（仲裁判断において準拠すべき法）

第三十八条 （略）

2～4 （略）

（合議体である仲裁廷の議事）

第三十九条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他の全ての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

判長の許可を得て証人若しくは鑑定人（民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人をいう。）に対して質問をすることができる。

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べについて、調書を作成しなければならない。

第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了

（仲裁判断において準拠すべき法）

第三十六条 （同上）

2～4 （同上）

（合議体である仲裁廷の議事）

第三十七条 （同上）

2 （同上）

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

4 (略)

(和解)

第四十条 (略)

25 (略)

(仲裁判断書)

第四十一条 (略)

26 (略)

(仲裁手続の終了)

第四十二条 (略)

2 仲裁廷は、第二十五条第四項第二号又は第三十五条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一・二 (略)

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第四十条第一項の決定があったときを除く。)。

四 (略)

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十五条までの規定による行為をすることが

4 (同上)

(和解)

第三十八条 (同上)

25 (同上)

(仲裁判断書)

第三十九条 (同上)

26 (同上)

(仲裁手続の終了)

第四十条 (同上)

2 仲裁廷は、第二十三条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一・二 (同上)

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第三十八条第一項の決定があったときを除く。)。

四 (同上)

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることが

できる。

(仲裁判断の訂正)

第四十三条 (略)

2～5 (略)

6 第四十一条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十一条並びに前条第四項及び第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

(追加仲裁判断)

第四十五条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十三条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立て

できる。

(仲裁判断の訂正)

第四十一条 (同上)

2～5 (同上)

6 第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第四十二条 (同上)

2 (同上)

3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第三十九条並びに前条第四項及び第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

(追加仲裁判断)

第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立て

についての決定をしなければならない。この場合においては、第四十三条第五項の規定を準用する。

3 第四十一条の規定は、前項の決定について準用する。

第七章 仲裁判断の取消し

第四十六条 (略)

2 前項の申立ては、仲裁判断書（第四十三条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。）の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十八条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 〳 7 (略)

第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等

(仲裁判断の承認)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(仲裁判断の執行決定)

第四十八条 (略)

2 前項の申立てをするときは、次に掲げる文書又は電磁的記録

についての決定をしなければならない。この場合においては、第四十一条第五項の規定を準用する。

3 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

第七章 仲裁判断の取消し

第四十四条 (同上)

2 前項の申立ては、仲裁判断書（第四十一条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。）の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 〳 7 (同上)

第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等

(仲裁判断の承認)

第四十五条 (同上)

2・3 (同上)

(仲裁判断の執行決定)

第四十六条 (同上)

2 前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの

を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について第三号に掲げる翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとするができる。

一 仲裁判断書の写し又は仲裁判断書に記載された事項を記録した電磁的記録

二 前号に掲げる写し又は電磁的記録の内容が仲裁判断書と同じであることを証明する文書又は電磁的記録

三 仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録

3～8 （略）

9 第四十六条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（暫定保全措置命令の執行等認可決定）

第四十九条 暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをする

内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。以下この項において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

3～8 （同上）

9 第四十四条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（暫定保全措置命令の執行等認可決定）

第四十七条 暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをする

ことができる。

一 暫定保全措置命令のうち第二十六条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

二 暫定保全措置命令のうち第二十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに第五十一条第一項の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

2 前項の申立てをするときは、次に掲げる文書又は電磁的記録を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について第三号に掲げる翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとすることができる。

一 暫定保全措置命令の命令書の写し又は暫定保全措置命令の命令書に記載された事項を記録した電磁的記録

二 前号に掲げる写し又は電磁的記録の内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書又は電磁的記録
三 暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除

ことができる。

一 暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

二 暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに第四十九条第一項の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

2 前項の申立てをするときは、暫定保全措置命令の命令書の写し、当該写しの内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除く。以下この項において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

く。)の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録

359 (略)

10 第四十六条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(暫定保全措置命令に基づく民事執行)

第五十条 暫定保全措置命令(第二十六条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。)は、前条の規定による執行等認可決定がある場合限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができる。

(暫定保全措置命令に係る違反金支払命令)

第五十一条 裁判所は、暫定保全措置命令(第二十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。以下この条において同じ。)について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者(以下この条において「被申立人」という。)がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者(第六項において「申立人」という。)の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが

359 (同上)

10 第四十四条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(暫定保全措置命令に基づく民事執行)

第四十八条 暫定保全措置命令(第二十四条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。)は、前条の規定による執行等認可決定がある場合限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができる。

(暫定保全措置命令に係る違反金支払命令)

第四十九条 裁判所は、暫定保全措置命令(第二十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。以下この条において同じ。)について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者(以下この条において「被申立人」という。)がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者(第六項において「申立人」という。)の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが

害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払（被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあっては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払）を命ずることができる。

2 (略)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行等認可決定をした裁判所及び第四十九條第一項の申立て（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

4 裁判所は、第二項前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は第四十九條第一項の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならぬ。

5・6 (略)

7 違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は第四十九條第三項に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができる。

8 第四十九條第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十

害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払（被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあっては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払）を命ずることができる。

2 (同上)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行等認可決定をした裁判所及び第四十七條第一項の申立て（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

4 裁判所は、第二項前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は第四十七條第一項の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならぬ。

5・6 (同上)

7 違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は第四十七條第三項に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができる。

8 第四十七條第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十

六条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

第九章 雑則

(仲裁人の報酬)

第五十二条 (略)

2 (略)

(仲裁費用の予納)

第五十三条 (略)

2 (略)

(仲裁費用の分担)

第五十四条 (略)

2～4 (略)

5 第四十一条の規定は、前項の決定について準用する。

第十章 罰則

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十五条 (略)

四条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

第九章 雑則

(仲裁人の報酬)

第五十条 (同上)

2 (同上)

(仲裁費用の予納)

第五十一条 (同上)

2 (同上)

(仲裁費用の分担)

第五十二条 (同上)

2～4 (同上)

5 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

第十章 罰則

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十三条 (同上)

2 (略)

(第三者供賄)

第五十六条 (略)

(加重収賄及び事後収賄)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(没収及び追徴)

第五十八条 (略)

(贈賄)

第五十九条 第五十五条から第五十七条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第六十条 第五十五条から第五十八条までの規定は、日本国外において第五十五条から第五十七条までの罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

2 (同上)

(第三者供賄)

第五十四条 (同上)

(加重収賄及び事後収賄)

第五十五条 (同上)

2・3 (同上)

(没収及び追徴)

第五十六条 (同上)

(贈賄)

第五十七条 第五十三条から第五十五条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第五十八条 第五十三条から第五十六条までの規定は、日本国外において第五十三条から第五十五条までの罪を犯した者にも適用する。

2 (同上)

附 則

(消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例)

第三条 (略)

2 (略)

3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十四条第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならぬ。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

4～7 (略)

(仲裁廷に対する忌避の申立てに関する経過措置)

第七条 前二条に定めるもののほか、当事者が、この法律の施行前に、仲裁廷が構成されたこと及び仲裁人に第二十条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った場合における第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

附 則

(消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例)

第三条 (同上)

2 (同上)

3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十二条第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならぬ。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

4～7 (同上)

(仲裁廷に対する忌避の申立てに関する経過措置)

第七条 前二条に定めるもののほか、当事者が、この法律の施行前に、仲裁廷が構成されたこと及び仲裁人に第十八条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った場合における第十九条第三項の規定の適用については、同項中「仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(削る)

別表 (第十条関係)

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

<p>第三百三十三条の 三第一項</p>	<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録</p>	<p>記載された書面 当該書面 その他これに類する書 面</p>
<p>第一百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項</p>	<p>方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>方法</p>
<p>第六十条第一 項</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記</p>	<p>調書</p>

<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>第百六十条第四 項</p>	<p>第百六十条第三 項</p>	
<p>電子調書の内容 に記録された 電子調書の規 定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容</p>	<p>当該電子調書 記録された電子 調書</p>	<p>前項の規定によ りファイルに記 録された電子調 書の内容に</p>	<p>録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。)</p>
<p>調書の記載</p>	<p>当該調書</p>	<p>調書</p>	<p>調書の記載につ いて</p>

<p>第百六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第四項</p>	<p>事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一条の三第二項</p>	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>又は送付する</p>

第四項	第二百六十一条
記録しなければ	電子調書
記載しなければ	調書